

# 東京・大阪航空局任期付職員(整備職)の募集

令和3年8月2日

1. 職 種 : 東京・大阪航空局保安部航空事業安全監督官  
及び職務内容 特定本邦航空運送事業者※以外の本邦航空運送事業者の運航に係る安全監査の実施並びに監査手法及び監査結果の分析・評価に関すること  
※客席数が100又は最大離陸重量が50,000kgを超える航空機を使用して行う航空運送事業を営む本邦航空運送事業者
2. 採用形態 : 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づき、常勤の国家公務員として採用  
国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。
3. 給 与 : 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき支給 ※出張する際には出張旅費が支給されます。
4. 勤 務 地 : 国土交通省東京航空局保安部航空事業安全監督官  
(東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎)  
又は  
国土交通省大阪航空局保安部航空事業安全監督官  
(大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第四号館)
5. 雇 用 期 間 : 令和3年11月1日～令和6年10月31日
6. 勤 務 時 間 : 原則として 09時30分～18時15分(週5日、土日祝日を除く)
7. 応募者の要件: 下記の①～④の全てに該当する者であること
  - ①国内定期航空運送事業者又は認定事業所の確認主任者として、運航整備又は重整備について十分な整備経験を有し、良好な技量を有すること
  - ②国内定期航空運送事業者又は認定事業所の整備部門の管理職として、所属する整備士を指導・育成した十分な経験を有すること
  - ③国内定期航空運送事業者又は認定事業所の整備部門において品質管理又は安全管理の業務を行う等、航空会社等における安全管理業務に関する十分な知識経験を有すること
  - ④国内定期航空運送事業者又は認定事業所の整備規程等及び社内規程体系について十分な知識を有すること

8. 採用予定数 : 東京・大阪航空局 各1名

9. 採用予定日 : 令和3年11月1日

10. 応募方法 : 下記の書類を電子メールにて送付すること

- (1) 履歴書(写真貼付)
- (2) 技能証明書の写し
- (3) 航空経歴書
- (4) 「航空行政(安全監査)担当職員を志望するに当たって」と題する作文(800字以上1,200字以内)
- (5) 締切日 令和3年9月3日(金)17時 必着  
郵送も可能ですが、その場合、封筒の表に「任期付職員(専門官)応募書類在中」と朱書きして下さい(直接持参することも可)

11. 選考方法 : (1)書類選考

(2)面接試験:(書類選考に合格した者)

- 試験日 令和3年9月13日(月)又は9月14日(火)  
(日時等詳細は書類選考合格者に別途連絡)
- 試験会場 原則としてオンラインによる面接

12. 書類提出先 : 国土交通省航空局安全部航空事業安全室募集担当

(問合わせ先) 〒100—8918 東京都千代田区霞が関2—1—3

(電話)03—5253—8111(内線50186、50171)

E-mail : hqt-jigyouanzen-ninkitsuki@gxb.mlit.go.jp

13. その他 : (1)応募書類は合否の結果によらずお返しできません

(2)採用に当たっては現在所属する会社等の同意書が必要です

(3)下記に該当する場合は、この試験を受けることができません

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)

以上